

議案第 1 号

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 2 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 一 号

### 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 三豊市行政組織条例(平成 18 年三豊市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 環境部

第 2 条政策部の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 商工観光に関すること。

第 2 条市民部の項中第 3 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 3 号とし、第 8 号から第 10 号までを 4 号ずつ繰り上げ、同項の次に次の 1 項を加える。

環境部

(1) 環境及び公害に関すること。

(2) 一般廃棄物に関すること。

(3) 衛生に関すること。

(4) 下水道に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境に関すること。

第 2 条建設経済部の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(三豊市総合計画審議会条例の一部改正)

第 2 条 三豊市総合計画審議会条例(平成 18 年三豊市条例第 278 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「政策部政策課」を「政策部企画財政課」に改める。

(三豊市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第 3 条 三豊市行政改革推進委員会設置条例(平成 19 年三豊市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「政策部財政行革課」を「政策部企画財政課」に改める。

(三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会設置条例の一部改正)

第4条 三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会設置条例(平成19年三豊市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条中「政策部政策課」を「政策部企画財政課」に改める。

(三豊市学校給食検討委員会設置条例の一部改正)

第5条 三豊市学校給食検討委員会設置条例(平成21年三豊市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会事務局子ども未来推進室」を「教育委員会事務局学校給食課」に改める。

(三豊市事務事業外部評価委員会設置条例の一部改正)

第6条 三豊市事務事業外部評価委員会設置条例(平成21年三豊市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条中「政策部政策課」を「政策部企画財政課」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【議案第1号関係】

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

《第1条関係》

三豊市行政組織条例(平成18年三豊市条例第8号)

一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) 政策部</p> <p>(3) 市民部</p> <p><b>(4) 環境部</b></p> <p><b>(5) 健康福祉部</b></p> <p><b>(6) 建設経済部</b></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部 略</p> <p>政策部</p> <p>(1) 市政の総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 地域振興に関すること。</p> <p>(3) 財政に関すること。</p> <p>(4) 情報管理に関すること。</p> <p><b>(5) 商工観光に関すること。</b></p> <p><b>(6) 前各号に掲げるもののほか、政策に関すること。</b></p> <p>市民部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(2) 国民年金に関すること。</p> <p><b>(3) 人権に関すること。</b></p> <p><b>(4) 市税及び国民健康保険税並びに介護保険料の賦課徴収に関すること。</b></p> <p><b>(5) 支所との連絡調整に関すること。</b></p> <p><b>(6) 前各号に掲げるもののほか、住民生活に関すること。</b></p> <p><b>環境部</b></p> <p><b>(1) 環境及び公害に関すること。</b></p> <p><b>(2) 一般廃棄物に関すること。</b></p> <p><b>(3) 衛生に関すること。</b></p> <p><b>(4) 下水道に関すること。</b></p> <p><b>(5) 前各号に掲げるもののほか、環境に関すること。</b></p> <p>建設経済部</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>(2) 政策部</p> <p>(3) 市民部</p> <p><b>(4) 健康福祉部</b></p> <p><b>(5) 建設経済部</b></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部 略</p> <p>政策部</p> <p>(1) 市政の総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 地域振興に関すること。</p> <p>(3) 財政に関すること。</p> <p>(4) 情報管理に関すること。</p> <p><b>(5) 前各号に掲げるもののほか、政策に関すること。</b></p> <p>市民部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(2) 国民年金に関すること。</p> <p><b>(3) 環境及び公害に関すること。</b></p> <p><b>(4) 一般廃棄物に関すること。</b></p> <p><b>(5) 衛生に関すること。</b></p> <p><b>(6) 下水道に関すること。</b></p> <p><b>(7) 人権に関すること。</b></p> <p><b>(8) 市税及び国民健康保険税並びに介護保険料の賦課徴収に関すること。</b></p> <p><b>(9) 支所との連絡調整に関すること。</b></p> <p><b>(10) 前各号に掲げるもののほか、住民生活に関すること。</b></p> <p>建設経済部</p>

<p>(1) 農林水産に関すること。  (2) 農業土木に関すること。</p> <p><b>(3)</b> 道路及び橋りょうに関すること。  <b>(4)</b> 河川その他の土木に関すること。  <b>(5)</b> 砂防に関すること。  <b>(6)</b> 建築に関すること。  <b>(7)</b> 都市計画に関すること。  <b>(8)</b> 公営住宅等に関すること。  <b>(9)</b> 港湾及び漁港に関すること。  <b>(10)</b> 前各号に掲げるもののほか、建設経済に関すること。</p>	<p>(1) 農林水産に関すること。  (2) 農業土木に関すること。  <b>(3) 商工観光に関すること。</b>  <b>(4)</b> 道路及び橋りょうに関すること。  <b>(5)</b> 河川その他の土木に関すること。  <b>(6)</b> 砂防に関すること。  <b>(7)</b> 建築に関すること。  <b>(8)</b> 都市計画に関すること。  <b>(9)</b> 公営住宅等に関すること。  <b>(10)</b> 港湾及び漁港に関すること。  <b>(11)</b> 前各号に掲げるもののほか、建設経済に関すること。</p>
--	---

《第2条関係》

三豊市総合計画審議会条例(平成18年三豊市条例第278号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(庶務)  第7条 審議会の庶務は、<u>政策部企画財政課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)  第7条 審議会の庶務は、<u>政策部政策課</u>において処理する。</p>

《第3条関係》

三豊市行政改革推進委員会設置条例(平成19年三豊市条例第5号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(庶務)  第7条 委員会の庶務は、<u>政策部企画財政課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)  第7条 委員会の庶務は、<u>政策部財政行政課</u>において処理する。</p>

《第4条関係》

三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会設置条例(平成19年三豊市条例第6号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(庶務)  第8条 協議会の庶務は、<u>政策部企画財政課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)  第8条 協議会の庶務は、<u>政策部政策課</u>において処理する。</p>

《第5条関係》

三豊市学校給食検討委員会設置条例(平成21年三豊市条例第27号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第8条 検討委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局学校給食課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 検討委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局子ども未来推進室</u> において処理する。

《第6条関係》

三豊市事務事業外部評価委員会設置条例(平成21年三豊市条例第33号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部企画財政課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部政策課</u> において処理する。